

議案第六十二号

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説 明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。